コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Hitachi Capital Corporation

最終更新日：2020年5月29日
日立キャピタル株式会社
執行役社長兼ＣＥＯ　川 部　誠 治
問合せ先：法務部　電話番号：(03) 3503-2194
証券コード：8586
https://www.hitachi-capital.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営理念である「持続的成長」、「人間尊重」、「企業倫理の実践」を実践し、もって中長期的成長を実現するためには、最適なコーポレートガバナンス体制の整備が必須であるとの認識のもと、「コーポレートガバナンス規範」に基づき、内部統制システムの整備をはじめ、その充実を図っています。

当社は、株主、投資家、顧客、取引先、従業員、債権者、地域社会をはじめとする当社を取り巻く多様なステークホルダーと適切に協働するとともに、最適なコーポレートガバナンス体制を不断に模索し、社会とお客様から求められる価値の創造を通じた、より豊かな社会づくりに貢献してまいります。

「コーポレートガバナンス規範」
（日） https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/c_governance_policy.html
（英） https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/english/company/governance_policy.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、経営戦略に照らして保有の意義が認められる場合、政策保有株式と位置付け上場会社の株式を保有することがあります。
保有の意義が認められる場合とは、主として事業活動におけるメリットを享受することを目的とする場合をいい、例えば、業務提携等において株式保有が必要である場合、株式保有による営業成果等が認められる場合、取引や共同事業の関係強化・円滑化を通じた企業価値の向上を期待してパートナー企業の株式を保有する場合が挙げられます。
保有する政策保有株式については、年1回取締役会において定量的評価として①時価評価損益、配当金②減損リスク、株価変動リスク及び定性的評価として③保有の意義に照らした取組実績・状況分析を総合的に考慮し、保有の適切性について検証し、保有が相当でないと判断した政策保有株式については速やかに売却を行います。
当社は、政策的保有株式の議決権については保有の意義に照らして総合的に賛否を判断し、適切に行使します。特に企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案等については、その目的及び企業価値向上に向けた考え方等を行使前に確認します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7　関連当事者間の取引】
取締役・執行役が自己または第三者のために当社との取引を行う場合は、会社法に基づき取締役会の決議を要する旨を取締役会規則に定めています。
関連当事者との取引は、他の取引先と同等の一般的取引条件によることとしています。一定額以上の取引については本社審査部門の承認を要するものとし、取締役会へ報告することとしています。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金の積立金の安定的な運用が、従業員の将来の確実な資産形成に加えて自らの財政状態に影響を与えることを踏まえ、人事面では、年金運用の専門能力・知見を有する者を運用執行理事として任用するとともに、運営面では、当社に設置した年金委員会、執行役会において、運用状況のモニタリングを行う等の施策を実行しています。また、当社企業年金基金の決議機関である代議員会は、事業主が選定した議員及び加入者互選による議員で構成し、当社と受益者である加入者との利益相反が適切に管理できる体制で運営しています。加入者に対しては定期的に運用状況その他業務の状況を報告しています。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1) 経営の基本方針として「経営理念」、「経営方針」、「行動指針」のほか、中長期的な企業価値の向上に向け、3年ごとに「中期経営計画」を策定し、当社ウェブサイト等での開示や決算説明会等での説明を行っています。
→ https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/management.html
→ https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/newsrelease/2019/20191009_2.pdf

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス規範」を策定し、当社ウェブサイトにて開示しています。
→ https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/pdf/governance_0725.pdf

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を当報告書等に開示しています。個別の報酬等については、報酬委員会で決定しています。

(4) 取締役候補者の指名は、当報告書の【独立役員関係】に記載の「取締役候補者選定基準」に基づき、指名委員会で審議・決定することとしています。
執行役の選任は、人格、見識に優れた者であること、当社の業務に精通し、その職責を全うすることのできる者であることを基準として、取締役会で審議・決定することとしています。

とりわけ、最高経営責任者（CEO）の選任は、以下の事項を基準として、指名委員会で候補者を決定のうえ、取締役会で審議・決議することとしています。
①CEOは、人格、見識、指導力に優れ、その職責を全うすることのできる者であること。
②CEOは、会社経営の分野における豊富な経験と実績を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために最適と考えられる者であること。
指名委員会等設置会社である当社の取締役会は、社外取締役を中心に構成しており、CEOのパフォーマンスに疑義がある場合において取締役が自由かつ主体的にCEOの解任を発議することはその職責の要諦を為すものとして位置付けています。

かかる原則の下、CEOを解任することが類型的に妥当と認められる下記の場合については、指名委員会が主体となって解任是非を判断し、取締役会に付議することとしています。
①当社CEOとしての品位に欠ける行為が認められる場合
②健康上その他一身上の理由から、職務の継続が困難と認められる場合
③選定基準に基づく期待に照らして任務を懈怠していると認められる場合
以上の体制をもって、当社は、CEOの選解任に関する一層の客観的かつ透明性ある判断を確保しています。

(5) 執行役の選任と取締役候補者の指名を行う際の、個々の選任・指名の理由や経歴等は、株主総会参考書類または有価証券報告書に記載しています。CEOの解任に際しては、適時開示制度を含め局面に応じて適切な方法を検討のうえ開示します。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は指名委員会等設置会社を採用し、経営の監督機能と業務執行機能の分離により、経営課題の迅速・適切な解決及び経営の透明性の確保に努めています。
取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に従い、経営の基本方針や重要な経営戦略その他重要事項（株主総会に関する事項、取締役・執行役に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、重要な業務執行に関する事項等）の決定を行い、それ以外の業務執行を執行役に委任することにより、意思決定の迅速化を図っています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当報告書の「取締役候補者選定基準」に記載しています。

【補充原則4-11-1　取締役会のバランス・多様性・規模等に関する考え方】
当報告書の「取締役候補者選任基準」及び「コーポレートガバナンス規範」第10条（取締役会の構成）をご参照ください。
→ https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/pdf/governance _ 0725.pdf

【補充原則4-11-2　取締役の兼任状況】
「コーポレートガバナンス規範」第11条において、独立社外取締役候補者の決定にあたり兼任社数を考慮要素の一つとする旨定めています。
また、当報告書【独立役員関係】に記載の「取締役候補者選定基準」において、指名委員会は、全ての取締役の判断に係る適正性基準として、会社その他の法人等の役員等の兼任数を執行・非執行を問わず原則として4社までとする旨定めています。

【補充原則4-11-3　取締役会評価の結果の概要】
(1) 目的及び位置づけ
当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために「コーポレートガバナンス規範」を制定し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の充実と監督機能の強化に努めていますが、取締役会の実効性評価はその重要な活動の要諦をなすものと位置づけています。

(2) 基本的な進め方
毎年1回、全ての取締役が取締役会の実効性についての評価質問票に回答し、それに基づき議論を行い、取締役会の実効性向上に繋げます。経営環境の変化を織り込んで作成された質問票に回答することで取締役会の抱える課題を抽出するように工夫しています。これらの課題への対応策を検討し、実行に移すといったPDCAサイクルを繰り返すことで取締役会の実効性向上を継続的に図っています。

(3) 取締役会評価の方法とプロセス
2020年1月に取締役会の実効性に関する質問票に、すべての取締役が書面で回答しました。質問票の評価項目のうち、①取締役会の役割と責務 ②取締役会の構成・資質・知見 ③取締役会運営 ④取締役に対する情報提供と支援体制 ⑤株主・投資家との関係・対話 ⑥株主以外のステークホルダーへの対応 ⑦各委員会の構成・運営の7項目は前年度と同様とすることで改善状況の確認を行っています。また、2019年に中国子会社において不正常取引が発生したことを受け「中国事案に対する取締役会としての反省点、教訓」という設問を加えました。これらの回答を基に取締役会議長は全取締役と個別インタビューを行いました。その後、回答概要及び上記個別インタビュー結果を踏まえて、取締役会でさらなる議論を行い評価を固めました。同時に実効性のさらなる向上のための対応策も確認しています。なお、独立社外取締役により指名・報酬・監査各委員会の実効性についての評価も行われました。

(4) 分析及び評価結果の概要
①評価結果（実効性の有無）
2019年度に中国子会社において発生した不正常取引といった一過性の事案への対応も含め取締役会はその役割・責務を果たしたことを確認するとともに、その実効性は相応に確保されているとの評価に至りました。また、指名、監査、報酬の各委員会はその求められる役割を適切に果たしていると評価され、「意思決定の客観性、公正性の観点からの各委員会の構成」等については引続き留意していくことを確認しています。
②前年度に抽出された課題への取組み
2019年度から取締役会議長および指名、監査、報酬の各委員会の委員長を独立社外取締役が務めることにより客観性、中立性がさらに高まりました。また、投資家との円滑なコミュニケーションツールとして統合報告書を位置づけ、当社のESG経営におけるガバナンス（Governance）への取り組み状況については、取締役会議長と専門家との対話形式で日立キャピタルグループ統合報告書「日立キャピタルレポート2019」に情報開示を行うなどにより企業価値向上経営の強化に取組みました。
③今後の取り組み方針

2019年度の実効性評価の結果、改善課題として「株主・投資家との関係・対話」や「株主以外のステークホルダーへの対応」にさらに工夫を要すること、また、企業価値の向上に資する中長期的な課題及び「2019～2021年度中期経営計画」の進捗と課題に関する議論をさらに充実させることで監督機能を発揮していく必要性を確認しています。

【補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニングの方針】
「コーポレートガバナンス規範」第23条（役員の研修および研鑽）をご参照ください。
→ https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/pdf/governance_0725.pdf

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させ、建設的な対話を促進するにあたり、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーション活動を通じてステークホルダーへ公平かつ責任ある対応を行っています。
当社では、IR担当の執行役とIR担当部門を中心に社内体制の最適化に努め、また、株主との対話から得た企業価値向上に資する意見を、必要な範囲で執行役会や取締役会において共有し議論しています。
詳細は「情報開示および株主との対話に関する方針」をご参照ください。
→ https://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/pdf/disclosure.pdf

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社日立製作所	39,031,800	33.39
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	26,884,484	23.00
三菱ＵＦＪリース株式会社	4,909,340	4.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,760,200	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,575,100	3.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,180,116	1.87
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE－AC）	1,637,164	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,190,147	1.02
JP MORGAN CHASE BANK 380684	1,152,500	0.99
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	1,098,469	0.94

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社議決権の33.40%を株式会社日立製作所が、23.01%を株式会社三菱UFJフィナンシャル･グループが所有していますが、当社は、両社及びそのグループ企業から事業上の制約を受けることはなく、独自に事業活動を行っています。株式会社日立製作所の元代表執行役執行役専務1名（2020年3月31日付退任済）及び株式会社三菱UFJフィナンシャル･グループの元常務執行役員1名（2020年4月1日付退任済）が当社の取締役に在任していますが、取締役8名中、当社所定の独立性基準を充たす社外取締役（独立社外取締役）が4名在任していること（なお、その全員を株式会社東京証券取引所に独立役員として届出済）、及び委員会の委員長は独立社外取締役とするとともに、委員は独立社外取締役によることを基本（注）としていることから、公正な経営判断を行うことができる状況にあると認識しています。

（注）監査委員会においては、監査の実効性を高めることを目的として社内事情に精通した社内取締役1名を委員としています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平 岩 孝一郎	他の会社の出身者											
末 吉 亙	弁護士											
中 村 隆	他の会社の出身者								△			
佐々木 百 合	学者											
津 田 義 孝	他の会社の出身者					△		△	○			
小 林 真	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

平 岩 孝一郎	○	○	○	○	―――	豊富な経営経験に基づく経営全般にわたる高度な見識及び金融に係る深い専門知識を有しています。これらに基づく経営判断力及び経営指導力を発揮して、独立した立場から客観的に業務執行を監督頂き、取締役会の機能を強化することを期待しています。再任の取締役であり、昨事業年度の取締役会におきましては、経営全般及び財務等に関し、有益な発言を行っています。
末 吉 亙	○	○	○	○	―――	弁護士としての法律事務所での豊富な経験ならびに企業法務全般及び知的財産に関する高度な専門知識を有しています。これらに基づく知見を発揮して、独立した立場から客観的に業務執行を監督頂き、取締役会の機能を強化することを期待しています。再任の取締役であり、昨事業年度の取締役会におきましては、当社グループのガバナンスやコンプライアンスに関し、有益な発言を行っています。
中 村 隆	○	○	○	○	中村隆氏は、過去に、株式会社ニチレイ取締役執行役員及び株式会社ニチレイバイオサイエンス　代表取締役社長を務めていました。当社と同社との間に、業務用機器に係るリース取引がありますが、その取引の規模は当社及び同社の過去3事業年度のいずれの1事業年度においてもそれぞれ連結売上高の2%未満と極めて僅少であり、当社独立性基準を充足しています。	国際的大企業の経営経験に基づく経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び財務・会計に関する深い専門知識を有しています。これらに基づく経営判断力及び経営指導力を発揮して、独立した立場から客観的に業務執行を監督頂き、取締役会の機能を強化することを期待しています。再任の取締役であり、昨事業年度の取締役会におきましては、経営全般及び財務・会計に関し、有益な発言を行っています。
佐々木 百 合	○	○	○	○	―――	国際金融に関する豊富な専門知識ならびに大学教授として培われた高い見識に加え、金融庁の審議会委員や全銀協TIBOR運営機関理事としての幅広い経験を有しています。これらに基づく知見を発揮して、独立した立場から客観的に業務執行を監督頂くとともに、研究者ならではの最先端の国際金融に関する視点を取締役会に組み込むことで、取締役会の機能を強化することを期待しています。再任の取締役であり、昨事業年度の取締役会におきましては、学術的知見に基づく大局的観点からの発言や、業界慣習にとらわれない客観的な指摘等、有益な発言を行っています。
津 田 義 孝					当社の取引先である株式会社日立物流の執行役副社長を兼任しています。当社と同社との間には、製造設備・産業機器等のリース取引があります。また当社と同社との間で、業務提携に係る契約を締結しています。 また津田義孝氏は 、過去に、当社の主要な取引先であり、かつ主要株主である株式会社日立製作所の代表執行役執行役専務を務めていました。当社と同社との間に、製造設備・産業機器等のリース・割賦、支払代行、リース物件となる業務用機械等の売買等の取引、資本業務提携に係る契約があります。	株式会社日立製作所での経営者としての豊富な経験と同社事業領域に関する深い専門知識を有しています。特に、株式会社日立製作所の代表執行役執行役専務を務めた経験に裏付けられた高度な経営判断力及び経営指導力を発揮して、客観的に業務執行を監督頂き、取締役会の機能を強化することを期待しています。再任の取締役であり、昨事業年度の取締役会におきましては、経営全般に関し、有益な発言を行っています。
小 林 真					小林真氏は、過去に、当社の主要株主である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの常務執行役員、及び主要な取引先である株式会社三菱UFJ銀行の常務執行役員を務めていました。当社と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間に、資本業務提携に係る契約があります。 また、当社は株式会社三菱UFJ銀行に対し、事業用資金等の借入れがあります。	当社・株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG)及び三菱UFJリース株式会社を含む5社間の資本業務提携に基づき、MUFGから推薦を受けた取締役候補者であります。同氏は、MUFGにおいて本提携を牽引する要職を務めていたことから、その知見を当社経営に反映することが本提携の目的達成に有益であると判断いたします。また、同氏は、国際的大手銀行において要職の歴任を含めた豊富な実務経験を有し、かつ、国内外における金融実務につき幅広い見識を有していることから、これらに基づく知見を発揮して、客観的に業務執行を監督頂き、取締役会の機能を強化することを期待しています。再任の取締役であり、昨事業年度の取締役会におきましては、本提携に関連する事項及び金融全般に関し、有益な発言を行っています。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	0	4	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	12名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
川 部 誠 治	あり	あり	×	×	なし
木住野 誠一郎	あり	なし	×	×	なし
白 井 千 尋	なし	なし	×	×	なし
安 栄 香 純	なし	なし	×	×	なし
井 上 悟 志	なし	なし	×	×	なし
竹 本 雅 雄	なし	なし	×	×	なし
大 橋 芳 和	なし	なし	×	×	なし
竹 田 真 史	なし	なし	×	×	なし
佐 藤 剛	なし	なし	×	×	なし
西 田 政 夫	なし	なし	×	×	なし
浜 﨑 一 紀	なし	なし	×	×	なし
田 中 紳 司	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

1.監査委員会の職務を補助すべき取締役は、当社の執行役またはその子会社の業務執行取締役もしくは使用人を兼務することができないものとします。
2.監査委員会の職務を補助すべき使用人は執行役の指揮命令に服さず、人事異動・懲戒を行うときは事前に監査委員会の同意を得るものとし、人事評価・報酬等を決定するときは事前に監査委員会が選定する監査委員の同意を得るものとします。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、会計監査人が把握した監査の実施結果、内部統制システムの状況及びリスクの評価等について説明を受け、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施しています。
また、監査委員会は、会社の業務及び財産の調査その他監査業務の遂行にあたり、内部監査部門である監査室と定期的な会合を持つなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するとともに、内部統制システムについての状況とその監査計画及び監査の実施結果の報告を受けています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格要件を充たす社外取締役を全て独立役員（以下、「独立社外取締役」という。）に指定しています。
なお、取締役の選定に際しては、以下に記載する適正性基準及び独立性基準を考慮することとしています。

【取締役候補者選定基準】
指名委員会は、取締役候補者を選定するにあたっては、取締役会全体の多様性を考慮のうえ、当社取締役としての適正性を確保するため次の（1）に掲げる要素を考慮するものとし、かつ、独立性のある社外取締役候補者は、（2）を充足する者でなければならないこととする。

（1）適正性基準
1.当該候補者が、人格、見識に優れた者であること。
2.当該候補者が、会社経営において指導的役割を務めた者または行政、司法、会計、学術研究等の各専門分野において特筆すべき能力を有すると認められる者であること。
3.当該候補者が、当社の他に4社を超える会社その他の法人の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人または理事を兼職していないこと、または当社の他に4社を超える兼職をしている場合であっても、指名委員会が兼職の状況を総合的に考慮のうえ、なお候補者として適正であると認めたこと。
4.当該候補者が再任の候補者であるときは、任期中に各々の選任理由に照らして期待される役割を果たしていると認められること。

（2）独立性基準
指名委員会は、以下のいずれの事項にも該当しない社外取締役を、独立性のある取締役と判断することとする。
1.当該社外取締役が、現在または過去において当社、当社子会社、当社の主要株主（注1）またはその子会社もしくは関連会社（注2）の業務執行取締役、執行役または使用人として在職して いた場合。
2.当該社外取締役が業務執行取締役、執行役または使用人として在職している会社が、製品や役務の提供の対価として当社から支払を受け、または当社に支払を行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度のいずれかの1事業年度において、いずれかの会社の連結売上高の2％を超える場合。
3.当該社外取締役が、過去3事業年度のいずれかの1事業年度において、会計、税務もしくは法務分野の専門職またはコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社取締役としての報酬を除く。）を受けている場合。
4.当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度において、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入または経常利益の2％を超える場合。
5.その他一般株主と利益相反が生じるおそれのある特段の事情（在任期間、兼任状況等を含むが、これに限られない。）が存すると指名委員会が判断した場合。

（注1）総議決権数の10%以上の議決権を保有している株主をいう。
（注2）子会社及び関連会社の意義は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第3項及び同条第5項に定義するものをいう。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

執行役の報酬の一部は業績連動報酬及び業績連動型株式等報酬からなります。これらの制度内容は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬等の総額については、月額報酬、期末手当または業績連動報酬に区分して有価証券報告書、事業報告に記載します。また、取締役については、社外取締役分を区分または内数表記して開示しています。
なお、当社は2008年3月31日をもって退職慰労金を廃止し、2008年4月1日以降の取締役及び執行役の報酬を月額報酬及び期末手当（執行役については、業績連動報酬及び2018年6月1日からこれに加えて業績連動型株式等報酬）で構成することとしています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 方針の決定の方法
　当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めています。

(2) 方針の概要
(基本方針)
　取締役に対しては適正にその期待する能力を発揮させ、執行役に対しては短期のみならず中長期的視点で経営方針を決定し中期経営計画及び年度予算を立案し実行することにより、当社の企業価値向上を実現させ株主等のステークホルダーの利益に資する経営を行わせるため、以下の内容で報酬を支払います。

(取締役・執行役に共通する事項)
　取締役・執行役の報酬は、同業他社を含む市場水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を設定します。

(取締役の報酬)
　取締役の報酬は、月額報酬及び期末手当からなります。
　・月額報酬は常勤・非常勤の別、所属する委員会及び役割を考慮して決定します。
　・期末手当は、月額報酬の1.5か月分を基準として支払うものとしますが、会社の業績により減額することがあります。

　なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

(執行役の報酬)
　執行役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式等報酬からなります。
　・基本報酬は、原則として役位ごとの役割と職責を考慮した役位別金額とします。
　・業績連動報酬は、年収の概ね4割となる水準で基準額を定め、会社業績達成度及び改善度ならびに各執行役が担当する部門の業績、個人目標の成果を反映して一定の範囲内で決定します。
　・業績連動型株式等報酬は、2018年度より導入し、中長期的な業績の向上・企業価値の増大への貢献意識を高め、かつ株主の皆様と利害を共有することで、中長期的視点から業績や企業価値を意識した経営を促進することを目的としています。
　　全社業績目標達成度により付与する株式交付ポイントに基づき、原則として中期経営計画終了後に累積のポイントに応じて当社株式を給付します。
　　なお、国内非居住者には株主給付の代替として業績連動型株式報酬に相当する金銭を給付します。

【社外取締役のサポート体制】

窓口対応・秘書業務等を行う部門として、取締役会室を設置しています。
取締役会室は取締役に対し、取締役会及び委員会の会日に先立って議案に係る資料を提供し、必要に応じて関連情報の説明を行う等、取締役が万全の状態で取締役会及び委員会の議事に臨めるようサポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
三浦　和哉	相談役	財界活動等	非常勤　報酬有	2016/03/31	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

【執行役社長を退任した者の処遇に関する考え方】
　当社は、当社の経営の意思決定及び業務執行は、会社に対して会社法上の忠実義務を負い、株主、投資家をはじめとするステークホルダーにその活動や責任が明らかとなる者によってのみ行われるべきであると考えています。当社においては、経営の意思決定がステークホルダーにとって不透明な影響を受けることはなく、このことは、独立社外取締役を置く取締役会及び独立社外取締役を委員長とする三委員会によって担保されています。
　他方で、執行役社長を経験した者が有する経験及び知見は、将来の当社を形づくる礎となるべきかけがえのない財産であり、これを活用するため、相談役を置くことがあります。その設置に際しては、経営の透明性確保の観点から指名委員会において決定します。

【相談役制度の概要】
① 対象者、設置する場合及び目的
　当社執行役社長であった者を対象とします。
　財界活動、経営陣の交代に際しての円滑な引継ぎ等を目的とします。

② 職務内容
　対象者に応じて決定します。ただし、一切の経営の意思決定への関与を認めず、役員等及び使用人に対しても指揮命令を認めません。
　勤務形態は原則として非常勤とします。

③ 報酬
　委託内容に応じた報酬を支払います。報酬の内容については、報酬委員会において必要性、妥当性及び相当性を審査し、決定します。

④ 設置の状況

上記のとおりです。指名委員会は上記相談役の設置につき必要かつ適正妥当である旨判断し決定しています。また報酬の内容は、報酬委員会において委託内容に照らして必要かつ妥当な額である旨決定しています。

なお、永年の当社に対する勲功を称え名誉称号を贈呈することがありますが、名誉称号保持者との間には一切の当社経営に関する委託関係、契約関係その他経営の意思決定に関与または影響しうる関係はありません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、業務執行は執行役が行うことを原則とし、取締役会は、業務執行の決定及び業務執行の監督を行うこととしています。

加えて、迅速な業務執行の決定を可能とし、かつ有限である取締役会のリソースを最大限に業務執行の監督ほか取締役会固有の機能に割り当てるため、効率的に権限の委任を為すこととし、会社法の許容する限りにおいて業務執行の決定に係る権限を執行役に委任しています。

(2) 業務執行に関する事項

ア 執行役会の設置

執行役社長の意思決定に係る諮問機関として、執行役会を設置しています。社内規程に基づき、業務執行に関する事項（取締役会から委任を受けた業務執行の決定に係る事項を含みます。）につき多面的観点から充分な検討・審議を尽くすことを目的として、原則として月2回開催しています。なお、執行役会における審議の結果は、議案の性質に応じて取締役会に報告することとしています。

イ 内部監査体制

内部監査は、執行役社長直轄の監査室（25名）が担当しています。監査室は、本社、事業本部及び事業所ならびにグループ会社に対し監査及び検査を行っています。監査は、経営方針及び下記監査方針に照らして業務を適合性及び有効性の観点から検証し、経営目標の実現及び業務品質の向上を図ることを目的としています。検査は、業務が会社規程、法令、社会倫理規範に基づき正確かつ正当に処理されているか現状を明らかにして、不正等の発見、防止及びコンプライアンス遵守を図ることを目的としています。

（内部監査 中期監査方針）

1．持続的成長に向けた経営戦略に資する内部監査の実践に努め、経営目標実現のための価値ある監査を追求する。
2．継続的改善により監査の高度化と監査品質の向上に努める。
3．監査手法の開発を通じて、デジタルトランスフォーメーションを起点とした新たな内部監査モデルへの転換を推進する。
4．環境変化に対応しグループガバナンス強化のための効果的な内部監査体制の実現に努める。
5．デジタル監査推進のために監査人財の高度化を推進する。

ウ リスク管理・コンプライアンス等に係る事項

当社事業に付随するリスク、法令等各種規制に係る適切な対応及び態勢の整備を目的として、テーマ別に委員会組織等を設置し、定期的に開催しています。

(3) 取締役会に関する事項

実効性ある取締役会の運営を目的として、(1) 記載の通り、経営戦略など経営の重要事項に関する審議、及び業務執行の監督に重点を置く運営を行うこととしています。

取締役会の開催に際し、社外取締役に対しては、より密度ある審議を可能とするため、議案に係る資料を可及的に早期に事前提供するよう努め、また、必要に応じて議案の説明・審議に資する関連情報の提供等を行っています。

また、常勤の取締役は、業務執行の監督を目的として執行役会にオブザーバーとして臨席し、当社が現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択した理由に照らして執行役の発言・意思決定を阻害しないとの前提の下、その議事内容を聴取しています。

指名・監査・報酬の3委員会の委員は、当社所定の独立性基準を充たした社外取締役（独立社外取締役）によることを基本としています。また、各委員会の委員長は、委員会決定の業務執行者からの独立性を確保するため、独立社外取締役から選定します。

ただし、委員会の職務の実効性を高める観点から、当社固有の事情に精通した社内取締役を委員とすることがあります。

(4) 指名委員会に関する事項

指名委員会は、取締役候補者の選定のほか、取締役候補者の選定に関する方針、法制・株式市場の動向・各ステークホルダーの意向等に関する取締役会において検討すべき事項についての意見交換等を行っています。指名委員会は4名の委員から構成され、うち4名を独立社外取締役としています。委員長については、独立社外取締役である末吉亙氏を選定しています。

(5) 報酬委員会に関する事項

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬を決定するほか、その基準となる「取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針」を定めるとともに、優れた人員を確保し、かつ当社経営の基本方針に即した職務執行を可能とするべく、随時その見直しを行っています。
同方針の内容につきましては、上記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示」欄に記載の通りです。報酬委員会は4名の委員から構成され、うち4名を独立社外取締役としています。委員長については、独立社外取締役である佐々木百合氏を選定しています。

(6) 監査委員会に関する事項

監査委員会は、所定の監査計画に従い、計画的・定期的な監査を当社及び当社グループ会社に対し行っています。監査委員会は5名の委員から構成され、うち4名を独立社外取締役として、原則として毎月1回開催しています。

監査委員は、業務執行の監査及び監督のために、執行役会に出席することができます。なお、監査委員会の事務局として、取締役会室に監査委員会の職務を補助すべき使用人を置いています。

監査委員長には、独立社外取締役である中村隆氏を選定しています。同氏は、上場企業において長年にわたり財務経理等の業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、平岩孝一郎氏は本邦の中央銀行における長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査委員である末吉亙氏は企業法務に関し豊富な実務経験を有する弁護士であり、企業法務に関する相当程度の知見を有しています。監査委員である佐々木百合氏は、国際金融に関する豊富な専門知識ならびに大学教授として培われた高い見識を有しています。常勤の監査委員である小島喜代志氏は当社の財務経理部門の要職を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、当社執行役及び国内外の当社グループ会社の役員を歴任し、業務実態等当社固有の事情等に精通しており、監査委員会監査の実効性向上に貢献しています。

（監査委員会監査 基本方針）

監査委員会は、取締役及び執行役の会社運営が、海外子会社も含めた企業集団として適切なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システ

ムのもとに、適法かつ妥当に行われ、所期の機能を果たしているかを監査し、もって取締役及び執行役の職務執行が法令または定款に違反することなく、適正かつ効率的に行われるよう必要な要請・勧告等を行うことによって、株主の負託と社会の要請に応える。

(7) 取締役会及び各委員会の開催、個々の役員の出席の状況

(2019年度)	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
	21(回)	13(回)	24(回)	13(回)
平 岩 孝一郎	21/21	13/13	24/24	13/13
末 吉 亙	21/21	13/13	24/24	13/13
中 村 隆	21/21	13/13	24/24	13/13
佐々木 百 合	21/21	13/13	24/24	13/13
津 田 義 孝	21/21	―	―	―
小 林 真	21/21	―	―	―
川 部 誠 治	20/21	―	―	―
小 島 喜代志	21/21	―	24/24	―

(8) 会計監査人に関する事項

会計監査人は、会計監査の実施に際して当社内部統制部門から内部統制の状況を聴取するとともに、監査の結果を内部統制部門に通知しております。

2019年度の当社の会計監査の職務を執行している公認会計士の氏名等は、次のとおりです。

＜氏名及び監査年数＞

指定有限責任社員 業務執行社員 深田 豊大 (継続監査年数4年)
指定有限責任社員 業務執行社員 小澤 裕治 (継続監査年数1年)
指定有限責任社員 業務執行社員 葛貫 誠司 (継続監査年数1年)

＜所属する監査法人名＞

EY新日本有限責任監査法人

＜監査業務に係る補助者の構成＞

未確定

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の分離により、現在及び将来直面する経営課題を迅速かつ適切に解決していくとともに、経営の透明性を高めることを目的として、会社法に定める指名委員会等設置会社の機関設計を採用しています。

これに加えて、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」記載の通り、業務執行の決定に係る事項の執行役に対する委任、執行役会の設置、当社基準に基づく独立社外取締役の3委員会への配置等をもって、上記目的の実現を促進するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制としています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日以前に招集通知を発送するよう努めています。 なお、発送日前に当社ウェブサイトにて開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した開催日の設定に努めています。直前事業年度に係る定時株主総会は、2019年６月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人である東京証券代行株式会社の「議決権行使ウェブサイト」において、パソコン、携帯電話からのインターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイト（英語版）にて開示しています。
その他	臨時報告書において、賛否の票数も含めた議決権行使結果を開示しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	「情報開示および株主との対話に関する方針」を取締役会決議により制定し、当社ウェブサイトに本方針を掲載し、公表しています。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、報道機関や、アナリスト･機関投資家等を対象とした決算及び事業戦略等についての説明会を開催しており、執行役社長兼ＣＥＯ自らが中期経営計画の進捗等の説明を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家に対して、執行役社長兼ＣＥＯをはじめとした経営陣によるIRを、年間1回以上の頻度で主に個別訪問形式にて対話を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（IR情報）において、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、統合報告書（日立キャピタルレポート）等を掲載しています。統合報告書において、社長メッセージを掲載しています。また、決算短信、決算説明資料等については、当社ウェブサイトにおいて、必要に応じて英語での掲載も行っています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	取締役会決議により制定した「コーポレートガバナンス規範」において、当社は、株主、投資家、顧客、取引先、従業員、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーと適切に協働し、相互に価値のある関係を構築する旨、及び信頼関係の維持･発展をめざしている旨を規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、社会の課題やニーズに貢献すべく、社会インフラ事業や環境･エネルギー事業、さらには海外における新興国を中心とした経済成長需要にこたえる事業展開に注力しています。また、社員及び家族によるビーチクリーン活動や、障がい者アーティスト支援、スポーツクラブへのスポンサー活動を通じた青少年育成支援活動等に取組んでいます。当社ウェブサイトにてＣＳＲ活動のページを設け、「環境方針」「社会貢献活動」等について記載するとともに、「日立キャピタルレポート」を掲載しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	取締役会決議により制定した「情報開示および株主との対話に関する方針」に基づき、当社の重要情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家との継続的な対話を行うことにより、信頼性を高め、企業価値の向上を図っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項＞

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
1.取締役会は、その決議により監査委員会の職務を補助すべき取締役を選定することができます。
2.監査委員会を含む各種委員会の職務を補助するために、当社に取締役会室をおき、取締役会室に監査委員会の職務を補助すべき使用人をおきます。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
1.監査委員会の職務を補助すべき取締役は、当社の執行役またはその子会社の業務執行取締役もしくは使用人を兼務することができません。
2.監査委員会の職務を補助すべき使用人は、執行役の指揮命令に服さず、人事異動・懲戒を行うときは事前に監査委員会の同意を、人事評価・報酬等を決定するときは事前に監査委員会が選定する監査委員の同意を得ます。

(3) .監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1.監査委員会は、監査委員会の職務を補助すべき取締役と緊密な連携のもと職務を遂行します。
2.監査委員会の職務を補助すべき使用人は、執行役の指揮命令に服しません。

(4) 取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制
1.監査委員会の選定する監査委員及び監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、執行役会ほか重要な会議に出席することができます。
2.執行役は、特に重要な事項が発生した場合には、遅滞なく監査委員会または監査委員会の選定する監査委員に報告します。
3.取締役、執行役及び担当管理職その他の使用人は、監査委員会の要求があった場合には、監査委員会に出席し、必要な資料を添えて説明します。また、前記監査委員会の選定する監査委員または監査委員会の職務を補助すべき取締役の要求があった場合においても、同様の説明義務を負います。

(5) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制
1.子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、特に重要な事項が発生した場合には遅滞なく監査委員会または監査委員会の選定する監査委員に報告します。
2.監査委員会の選定する監査委員は、子会社に対して事業の報告を求め、または子会社の業務及び財産の状況の調査を行います。
3.監査委員会は、グループ監査役協議会を定期的に開催し、子会社の監査の状況について報告を受けます。

(6) その他の監査委員会の報告に関する体制
内部通報制度に基づき是正措置等を講ずるよう指示を受けた部署は、速やかに対策を講ずるとともに当該対策の内容を遅滞なく監査委員会に報告します。

(7) 前記 (4) から (6) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1.監査委員会または監査委員に前記 (4) から (6) の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、一切の不利益な取扱いはしません。
2.内部通報制度規則において、通報したことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いはしません。

(8) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
取締役会室は、監査委員から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払その他の事務は取締役会室が担当します。

(9) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.監査委員会は、執行役及び重要な使用人から定期的に事業の状況について聴取を実施する機会を設けるとともに、執行役社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を実施します。
2.監査委員会は、専門性を要する案件については、必要に応じ弁護士、会計監査人等に意見を求めます。
3.監査委員会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行います。また、会計監査人との監査契約は、監査委員会の事前承認を必要とします。
4.監査委員会は、監査室及びリスク統括部署と連携して、定期的または随時、子会社を含めた事業所等の往査を行い実態を把握しつつ、監査の実効性の向上に努めます。

＜執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制>

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
執行役は、次に記載の経営管理システムを用いて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視し、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。
1.重要事項につき多面的な検討、審議を行うための執行役会を設置します。
2.取締役会における法定専決事項の他、コンプライアンス管理その他重要な意思決定事項について、取締役会、執行役の権限、責任を明確に定めます。
3.取締役会は、執行役の業務執行に関する重要な情報の報告を受け、これを確認するほか、内部通報制度を活用します。
4.反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するため、基本方針を定め社内外に宣言するとともに、反社会的勢力に係る不祥事の未然防止と事案発生時の適正な対応を実現し、規則・体制等の整備と外部専門機関との連携を強化するなど管理・監視体制を構築します。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1.執行役の職務執行に係る資料の保存及び管理は、社内規則に定めます。

2.前記1.に定めのない資料で、監査委員会またはその選定する監査委員が一定期間保存するのが相当と判断した場合は、その都度、資料作成責任者に指示します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1.当社の事業推進に伴う損失の危険(以下、リスクという)の管理については、取締役会で決議した「リスクマネジメント方針」に従い、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行います。
2.リスクを統合的に管理するため、本社にリスク統括部署を設置し、全社の取り組みについて進捗管理を行います。
3.リスク管理に係る活動状況及び全社的なリスクへの対応については、執行役会において横断的に検討します。
4.新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる執行役を定めます。
5.リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、別途定めた「リスクマネジメント規則」により対応し、取締役会に報告します。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.重要事項につき多面的な検討を行うため執行役会を設置します。
2.執行役及び使用人が共有する長期的、中期的な目標、年度計画、予算を定め、この浸透を図ります。
3.この目標達成に向けて、各職務分掌を担当する執行役は、具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めます。
4.目標達成に係る各種情報を取り纏め、四半期業績等取締役会に定期的に報告します。
5.これにより、取締役会は執行役に対して改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.経営理念等について、執行役社長がその精神を使用人に伝えるとともに、書面で配布して、企業倫理の実践を周知徹底します。
2.就業規則を社内情報共有システムに掲示し、使用人に周知徹底を図ります。
3.個人情報管理、輸出管理等、法令遵守活動を行う各種委員会を設置します。
4.社内及び社外弁護士を窓口とする内部通報制度を導入し、使用人の法令違反等の不適切な行為について、情報収集に努めます。
コンプライアンス統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と策定し、全社に徹底します。
5.業法、消費者保護関連法令で定める一定の有資格者として適切な人材を確保・育成し、職能に応じ適正な人員配置を行います。
6.業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施します。

(6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1.当社及び子会社各社は、当社グループの中期経営計画や年度予算方針を基準として子会社の経営目標の設定及び年度予算編成を行い、各子会社の役員等より定期的または随時報告を受け、当社にて統一的に業績の管理を行います。
2.「取締役会規則」及び関連規程に基づき、子会社に係る重要事項について、当社取締役会等での審議の対象とします。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1.リスクの管理に係る基本的な事項を定めることを目的に「リスクマネジメント方針」を制定し、これに基づき各子会社の業態・規模等に応じたリスク管理体制を構築します。
2.当社監査室による定期的な内部監査を子会社に対して実施します。

(8) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.会社の基本業務について、子会社からの問合せに対応できる窓口を設置の上、当社グループとして適性かつ効率的な業務を行なえる体制を構築します。
2.当社及び子会社各社は、当社グループの中期経営計画や年度予算方針を基準として経営目標の設定及び年度予算編成を行います。
3.当社役職員を子会社の取締役・監査役として派遣します。

(9) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.当社は、当社グループを取り巻く業法、消費者保護関連法令、その他の法令を遵守するため、方針及び規則等を定め教育を通じその実践に努めます。
2.コンプライアンスに係る基本的な事項を定めることを目的に「コンプライアンス方針」を制定し、これに基づき各子会社の業態・規模等に応じた規則を制定・運用させます。
3.当社及び子会社における違法または不適切な行為をコンプライアンス統括部署または社外弁護士に通報できる内部通報制度を導入します。
4.当社監査室による定期的な内部監査を子会社に対して実施します。
5.監査委員会は、子会社・事務所等に定期的または随時調査を実施します。

(10) その他当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1.当社は、企業が果たすべき社会的責任と貢献等につき、当社とその子会社から成る日立キャピタルグループ共通の経営の基本方針を定め、モラル及びコンプライアンス意識の醸成を図り、規則等を制定して、これに従った経営活動を行います。
2.当社は、自らの責任において健全な経済活動を妨げる行為や反社会的取引及び反社会的勢力による被害の防止、ならびに個人情報及び営業秘密に関する情報の管理の適正化を実現すべく、必要な規則等を整備し、各子会社に対しては業態等を考慮した指導を行います。
3.上記のほか、当社とその子会社からなる日立キャピタルグループは、COSOフレームワークに基づく内部統制システムの整備運用等により、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保します。
4.関係会社との取引は、事業上の制約を受けることなく、他の取引先と同様の基本契約、市場価格により行い、適正取引を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方
当社は、取締役会が決定した「経営の基本方針」において、「自ら進んで法と倫理に則って行動し、健全な社会の発展に寄与」することを掲げ、「反社会的勢力に対する方針」において、反社会的勢力との関係を一切遮断し排除することを明確にするとともに、「グループ会社経営管理方針」においても、当社グループにおける反社会的取引の禁止を定めています。
また、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の一部として、反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するための管理・監視体制を構築する旨を取締役会で決議しており、現在、反社会的取引の防止のみならず反社会的勢力による被害の防止に取組むこととしています。

(2) 整備状況
当社では、「反社会的勢力に対する方針」に基づき、「反社会的取引の防止に関する規則」を制定し、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、当社グループ各社においても本規則に準じ体制整備に努めています。
本社内に反社会的勢力対応統括部署を設置し、一元的な管理体制を構築するとともに、反社会的取引の防止に向けて、当局及び関係団体と

の連携体制を構築しており、反社会的勢力に係る情報の収集・分析に努め、取引の際には相手方の調査を行い、必要に応じて株式会社日立製作所とも連携して対応しています。さらに、反社会的勢力排除の取組状況については、役員に対し定期報告を行っています。

また、反社会的勢力との取引を解消するため、契約書や取引約款へ反社会的勢力排除条項を導入・整備しています。

反社会的勢力による被害の防止に向けては、本社各部署・事業本部の拠点ごとに「不当要求防止責任者」を配置し、迅速な報告体制と役員を含めた組織としての対応を図ることとしています。

方針・規則の周知徹底にあたっては、eラーニングの実施等により、役員及び従業員に対し必要な教育を実施するとともに、反社会的取引に至る主要類型を示すなどの注意喚起を行い、自己検証と内部相互牽制により、自己規律をもって反社会的取引の防止に努めています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入していません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、2003年6月より委員会等設置会社（現　指名委員会等設置会社）に移行し、経営のスピードアップと透明性の高い経営を目指しています。　また、当社及びグループ各社等に関する重要情報の開示については、開示内容の正確性を確保しつつ、迅速な公表を行うことに努めており、以下の体制により重要情報を適時･適切に開示しています。

･重要な決定に関する情報、発生事実に関する情報及び決算情報等（以下「重要情報等」）については、当該情報を管理する部門の管理責任者が開示担当部署に報告を行う。

･グループ会社における重要情報等については、当該グループ会社を管理する部署が同様に報告を行う。

このような体制と手続を経て、開示担当部署は適時開示規則に基づいて、把握した情報の適時開示を行っています。

なお、重要情報等は社内規則（情報開示及び内部者取引の管理に関する規則）に則って適正に管理することとし、インサイダー取引の防止に努めています。

